

審議

現敷地の活用の可能性について

現状の市の敷地に不足している用地の購入費用を概算で比較

前回の審議会では本庁舎に必要な規模（延床面積）を、人口や職員数が類似している市の例を参考に延床面積を20,000㎡と仮定した場合、現在使用している市役所の各総合支所等の敷地では確保できないことがわかり、「現状の市の敷地だけで建設することは難しい」との結論で一致しました。

第4回審議会では、必要となる敷地面積を15,000㎡、20,000㎡、30,000㎡と想定し、不足している用地を確保した場合の土地購入費用を下表のとおり比較しました。

想定敷地面積 (㎡) (本庁舎と付随施設 の規模・機能に より今後決定)	現敷地周辺						
	本庁舎	豊科支所	穂高支所	三郷支所	堀金支所	明科支所	
	現敷地面積 (㎡)	7,091	5,523	7,897	6,050	5,023	
	地価 (円/㎡) ※1	46,500	45,800	40,300	26,700	29,300	28,500
15,000	買収面積 (㎡)	14,448	7,909	9,477	7,103	8,950	9,977
	用地費 (円) + 移転補償費等 ※2	671,832,000	362,232,200	381,923,100	189,650,100	262,235,000	284,344,500
20,000	買収面積 (㎡)	19,448	12,909	14,477	12,103	13,950	14,977
	用地費 (円) + 移転補償費等 ※2	904,332,000	591,232,200	583,423,100	323,150,100	408,735,000	426,844,500
30,000	買収面積 (㎡)	29,448	22,909	24,477	22,103	23,950	24,977
	用地費 (円) + 移転補償費等 ※2	1,369,332,000	1,049,232,200	986,423,100	590,150,100	701,735,000	711,844,500

※1 地価は、平成20年度固定資産税土地評価に使用した標準宅地の時点修正後の価格
 ※2 +移転補償費等は、既存住宅等の移転・建築費、土地整備費、インフラ整備費等

お知らせ

地区別説明会を開催します

本庁舎建設検討の経過や必要性等について、市民の皆さんにご説明申し上げるために、下記日程で地区別説明会を開催します。本庁舎の建設検討は、将来の安曇野市にとって避けては通れない重要な課題です。ご都合の良い会場にぜひご参加ください。

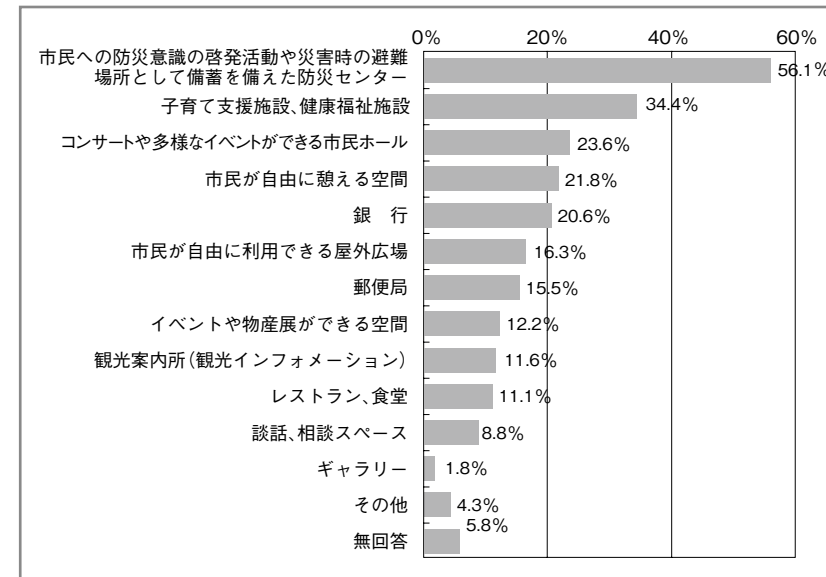
※各会場とも午後7時から1時間半程度を予定しています。

期 日	曜 日	地 域	場 所
2月26日	木	明科	明科公民館講堂
3月3日	火	三郷	三郷公民館講堂
3月4日	水	豊科	豊科ふれあいホール
3月5日	木	穂高	穂高会館講堂
3月6日	金	堀金	堀金総合支所 301 会議室

☎総務課庶務係 (TEL71・2000 FAX71・5000)

質問 7

市役所の中に、または、市役所に隣接してあったら良いと思う施設がありますか。 ※3つまで選択可



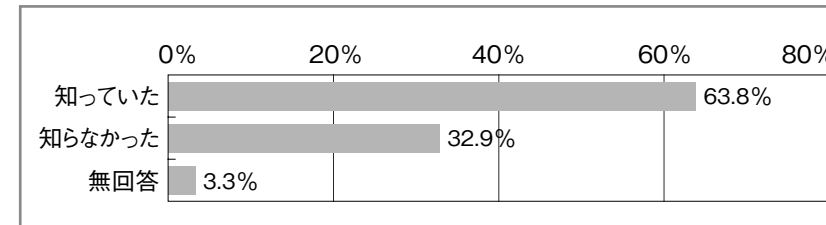
「市民への防災意識の啓発活動や災害時の避難場所として備蓄を備えた防災センター」が56.1%で最も多く、次いで、「子育て支援施設、健康福祉施設」(34.4%)、「コンサートや多様なイベントができる市民ホール」(23.6%)、「市民が自由に憩える空間」(21.8%)、「銀行」(20.6%)の順となっています。

3つまで選択可能な質問の回答結果を見ると、「市民への防災意識の啓発活動や災害時の避難場所として備蓄を備えた防災センター」は約半数の人があげており、これまでの質問4、質問5の回答結果と同様に防災に関する市民の危機意識の高さが伺えます。

次に「子育て支援施設、健康福祉施設」は約1/3の人の回答がある程度集約されている傾向が見られますが、これ以降の「コンサートや多様なイベントができる市民ホール」、「市民が自由に憩える空間」、「銀行」についての回答割合はさほど開きがなく、意見が分散しているようです。

質問 8

このアンケートの前に、新庁舎建設の計画があることを知っていましたか。



63.8%の人が新庁舎建設の計画があることを「知っていた」と回答していますが、32.9%の人は「知らなかった」と回答しており、新庁舎の建設についてさらに周知する必要があります。

確認

合併特例債の適用について

平成27年度までに本庁舎を建設した場合は大きな財政支援を受けることが可能

安曇野市は平成17年10月1日に合併しました。合併後は新たなまちづくりを目的に、10年間に限り合併特例債（借入金）を借り入れることができます。この合併特例債は事業費の95%を借り入れることができるほか、償還金（返済額）の70%が国から地方交付税（市への交付金）として措置されるという大変有利なものです。

この合併特例債は庁舎建設費のほか用地購入費にも適用することができます。

本庁舎の建設費用は、用地購入費も含めて数十億円を要すると想定されますが、平成27年度までに建設した場合は、単純試算ではありますが、総費用の約60%を国から財政支援されることとなります。つまり市は約40%の費用負担で本庁舎を建設することができます。

ただし、平成28年度以降に建設する場合は、総費用の大部分を市が自己負担する必要があります。